

評価基準

評価項目	No.	項目	評価基準	採点	係数	評価点
業務実施体制	1	法人の継続性と安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としての運営は安定しているか ・累積欠損がなく、かつ、経営状態は良好であるか ・コンプライアンス確保の業務執行体制が整備されているか 	10	×1	10
	2	実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の遂行にあたり、他自治体等において、デマンド交通AIシステム導入実績（本格稼働）があり、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか 	10	×1	10
	3	スケジュール	実施スケジュールが現実的であり、柔軟な調整が可能なものであるか	10	×1	10
提案内容	4	システム内容	AI等の技術を活用し、利用者、運行主体関係者のいずれにとっても効率的で利便性の高いシステムであるか。	10	×1	10
	5	エリア運行について	現運行の課題であるエリア間の乗り継ぎ等について、利便性の向上につながる改善策が提案されているか。	10	×1	10
	6	出発・到着予定時刻の通知	発着時刻を事前に通知するなど、利用者の利便性向上につながる手法が採用されているか。	10	×1	10
	7	予約方法及び出発・到着予定時刻の通知	電話以外の方法(WEB・アプリ)による予約が可能か。出発・到着予定時刻の通知・指定ができるなど、利用者の利便性向上につながる手法が採用されているか。また、予約時の操作性は誰でも使えるような簡易的な仕様となっているか。	10	×1	10

8	他システム等への接続・連携	新たな交通サービスの構築やその他サービスに係る他システム等との連携が図れる拡張性を有した仕様となっているか。	1 0	× 1	1 0
9	スタッフの操作性・使いやすさ	ドライバー及びオペレーターの操作が簡易的で、使いやすい仕様となっているか。また、運行状況等を随時確認できるか。	1 0	× 1	1 0
10	アフターフォロー体制	トラブル発生時等のサポート体制は十分なものか。また、運行開始後の実績に応じた仕様変更等が柔軟に可能であるか。	1 0	× 1	1 0
11	運行実績のアウトプット	日々の運行実績や改善のために必要な運行データ等がシステムから入手できるか。	1 0	× 1	1 0
12	運行ルート of 効率性・1日あたりの乗車可能な人数	運行ルートの効率性を確保するための具体的な手法が提案されているか。また、その効率性にに基づき現状を上回る輸送人数を確保できるか。	1 0	× 1	1 0
13	マネジメント	<p>本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか。</p> <p>運行主体が実施する下記項目に関する相談・支援を的確に実施することができるか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.関係者協議や地域公共交通会議等 2.運行事業者への委託業務に係る準備等 3.利用促進に向けた市民説明会等 4.利用実績や利用ニーズにあわせた運行体系の改善、新たなサービスの実装 5.交通システム（デマンド交通・定時定路線バス）の車両や乗務員等の相互運用体制の構築 	1 0	× 2	2 0

価格	14	提案価格 (導入費用)	初期導入費用について、提案内容に応じた能率的な価格であり、他の提案価格との比較において優位性があるか	10	×0.5	5
	15	提案価格 (運行費用)	システム利用、保守及びユーザーサポート等費用について、提案内容に応じた能率的な価格であり、他の提案価格との比較において優位性があるか	10	×0.5	5
合 計						150

評価項目ごと、評価の着眼点や配点をもとに、提案内容の優劣に応じて付与する点数の基準を定めるものとする。

【採点】

不十分	やや不十分	普通	やや優れている	優れている
1	3	5	7	10

【採点の目安】

No.	評価項目	不十分	やや不十分	普通	やや優れている	優れている
1	法人の継続性と安定性	累積欠損あり	コンプライアンス体制なし	過去3年の財務諸表により評価		
2	実施体制・実績	なし	官公庁実績数 1～2	官公庁実績数 3～4	官公庁実績数 5～8かつ 県内1～2	官公庁実績数 9～かつ 県内3～
3	スケジュール	—	—	試験運行までに準備ができる	試験運行の1か月前までに準備ができる	試験運行の2か月前までに準備ができる
14	提案価格 (導入費用)	—	—	上限額と同額 ～割引5.0%	上限額割引 5.0 超～15.0%	上限額割引 15.0%超
15	提案価格 (運行ランニング費用)	—	—	上限額と同額 ～割引5.0%	上限額割引 5.0 超～15.0%	上限額割引 15.0%超

1 提出された企画提案書等を本基準に基づいて評価し、各評価者の評価点合計の計（総合評価点）が最も高い者を受注候補者とする。

- 2 総合評価点の満点は900点とする。(評価者1人あたりの最大評価点150点×評価者6人)
- 3 540点(総合評価点の60%)を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受注候補者を特定する。最低基準点に満たない提案は失格とする。
- 4 点数が同点になった場合には、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「マネジメント」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) 前号も同点の場合は、評価項目「提案価格」が高い者を上位とする。
- 5 評価者がヒアリング審査を欠席する場合には、代理者が対応し、代理者の出席が困難な場合には、書類審査をもって代える。
- 6 審査結果についての異議申し立ては受け付けない